

例は諸ハ各ハ本道員ニ參照スルコトニ依リテ辨認ニ當リ、且、
兼メテ辨認スルコトナシ。

(二) 集合部員ニ當リテハ各中須出テ檢シ、其ノ各ハ其部員
母ノ當部員ニ變更テ檢シ、且、其部員ハ各ニ連スルコトナシ。

(三) 部員ハ其部員ハ各ニ變更サレ、且、
其部員ハ各ニ連スルコトナシ。

(四) 大田田警察署ハ、トモトモ、本道員檢査官ニ依リ、
其部員ハ各ニ連スルコトナシ。

△大田田警察署ハ、トモトモ、本道員檢査官ニ依リ、

財團法人協調會大阪支所

甲、労働組合及農民組合員以外ノ者（會員徽章佩用
者又ハ組合ニ於テ發行シタル證明書所持者ニ限ル）

乙、酒氣ヲ帶ビタル者

丙、異様ノ服装ヲ爲シタル者

丁、武器兇器ヲ携シタル者

(ハ) 行列ノ途中及集合所解散地ニ於テハ一切ノ印刷物ヲ頒
布スルヲ得ザルコト

三、部隊編成及行列

(イ) 隊伍ハ組ヲ基準トシ八部隊ニ分ツコト

(ロ) 一ト組ノ隊員數ハ四列縦隊十五伍（六十名）以下トス
ルコト

(ハ) 各組間ノ距離ハ三間以上保持スルコト

(ニ) 部隊間ノ距離ハ三十間以上保持スルコト

(ホ) 部隊ハ集合所ニ於テ編成シ解散ニ至ル迄亂サバルコト

財團法人協調會大阪支所